

令和3年度 第2回関西広域防災計画策定委員会 議事概要

1 日 程：令和3年12月13日（月）～令和3年12月24日（金）

※新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、
上記日程で書面により開催。

2 送付先：

(委員)

氏 名	所 属 ・ 職
荒木 裕子	名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
太田 直子	たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会理事
岸野 雅信	公益財団法人兵庫県消防協会長
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学研究科教授
小滝 篤夫	福知山市観音寺自主防災会長
中野 晋	徳島大学環境防災研究センター特命教授
野田 隆	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
平田 隆行	和歌山大学システム工学部准教授
室崎 益輝	兵庫県立大学減災復興政策研究科長
山崎 栄一	関西大学社会安全学部教授

(オブザーバー)

団体・機関名
陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、 大阪府下消防長会、福井県、三重県、鳥取県

3 議 事：

○関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、
原子力災害対策編）について

【意見】

- ・ 1点、問題を提起させていただきたい。現在、全国的に電力の需給関係がひっ迫している。関西圏でも、今冬4%くらいしか余裕がないということがわかっている。地震・津波災害対策編の21頁に(8)企業・ボランティア等との連携があるが、これでは不十分である。南海トラフ巨大地震が起これば、間違いなく長期広域停電になる。これは首都直下地震でも同様である。しかし、国、都道府県自治体の被害想定では、電力の安定供給については電力会社任せになっている(都市ガスも通信も同様)。私たちの研究では、関西電力は1か月、四国電力は3か月間停電すると結論づけている。そうなると、関西圏の社会経済活動はほとんど止まってしまう。コロナ禍のテレワークどころではない。しかし、このような事態に対して国も都道府県も具体的なアクションは考えられていない。これは非常に危険な状況と判断する。関西広域連合の地震・津波対策編についても長期広域停電に関する記述がない。専門的には社会現象としての『相転移』が起こることは間違いない。今回の改訂ではこれに触れないわけにはいかないと思う。

- ・ 帰宅困難者 NAVI の扱いについて
広く住民の方に使っていただくべきツールだと思うので、周知にも力を入れる旨、記載してはどうか。また写真入りで取り上げるなど、扱いを大きくしてもよいと考える。
- ・ 感染症対策について
前回の会議でも述べたが、感染症対策編は、現下のコロナ情勢が終息して以降適切な時期に見直しをすることだが、国や構成府県市において検証や議論が行われる時に、関西広域連合が先手を打って先に議論を起こしていくことを期待・希望している。

- ・ わかりやすくよくまとまっている改訂案だと思う。
- ・ 下記3点、コメントする。
- ・ 1) 資料1 概要 1枚目1
①について、例えば、「また、感染症対策に配慮した避難所運営の考え方についてマニュアル作成・改訂などを行い、避難所運営者や住民に周知するとともに、訓練などでも活用する」など、マニュアルへ作成などの反映、住民周知なども必要ではないかと思った。
- ・ 2) 資料1 概要 2枚目2
(1) ④の図のキャプションの修正をして欲しい。
現：個別避難計画作成の手引き→個別支援計画作成の手引き
- ・ 3) 資料1 概要 2枚目2

(2) ③について、神戸市のガイドが入っているが、兵庫県も「兵庫県 CG ハザードマップ」を大幅改訂して「想定最大」「計画規模」などがわかりやすく見られるようにした。もちろん兵庫県のものだけをピックアップするわけにはいかないのかと思うが、このでの「デジタル・ハザードマップの整備」についてもどこかで掲載してもよいのかと思った。

なお、別に神戸市のガイドを削れといっているわけではない。神戸市のガイドも、兵庫県 CG ハザードマップ改訂も、両方とも大切な行動を促すためのツールだと思っている。

- 地震・津波災害対策編 p. 21 「企業等との協定一覧」には鉄道事業者がないが、連携の努力はなされているのか。阪神淡路震災でも東日本震災でも日本海側のルートに貨物列車を迂回させて運行しており、被災地への物資の大規模な輸送に欠かせないと思うので、連携協定締結の努力を願いたい。
- 地震・津波災害対策編 p. 65 < 救援物資需給調整の流れ > の図に、上記の趣旨から、0次拠点、可能なら第1次拠点まで JR 貨物等による燃料等の輸送などが位置付けられるようにするとよいのではないか。
- 地震・津波災害対策編 p. 35 「住民への普及啓発」の項、最近地震被害があった地域では、一定意識もあると思うが、昭和2年以地震に襲われた丹後地域でも震災の意識は薄れ、京都府内の他の地域では活断層の位置等も十分には浸透していないようだ。地震災害のリスクについての普及啓発の活動が必要と思う。
- 風水害対策編 p. 60 「先行事例 京都府のタイムラインの普及」について、土砂災害危険度等を参考にするにあたって、福知山市の自治会では、京都府のウェブサイト「京都府土砂災害警戒情報」が活用されている。その中の「土砂災害危険度情報」では1 kmメッシュごとに危険度が表示されるほか、同じメッシュで土壌雨量指数と積算雨量のグラフでスネークラインが示されて、3時間先までの土砂災害の危険度がきめ細かくわかるようになっている。これを見て、避難行動の指示が出される仕組みが構築されている。スペースの関係もあるが、「京都府土砂災害警戒情報」の活用についても触れていただけないか。
- また、福知山市のいくつかの自治会では LINE を利用した「浸水センサー」を設置して、早期に河川等の増水を察知して避難等につなげる努力がされている。IT機器をきめ細かい自治会単位で活用した事例としてアピールしたい。

- ・ 風水害対策編 p. 70「住民への普及啓発」について、水害等においては過去の災害履歴や土地の特性（氾濫しやすい沖積低地であることなど）を知らずに、新築・引っ越しをしてきて被災するケースが目立つ。したがって、土地の災害履歴や、災害特性に関する知識の普及啓発を進める必要があるという趣旨の文言がこの項目に入るとよいと思う。
- ・ 基本的には「意見なし」で結構だが、強いて言えば、下記のようなことが広域連合で進めていただけると助かるなど思っていることを挙げておきたいと思う。
- ・ ただし、なかなか難しいのでこれをこの計画書に入れていただくかどうかは今後の課題だと思っている。
- ・ 地震津波災害編 24 頁「救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築」の中で、「応急仮設住宅資材、食料等の救援物資の共同備蓄、現在、各自治体で備蓄を進めている災害用備蓄を関西広域連合として、安全な場所に大規模に備蓄できる基地を整備し、備蓄を進め、いざとなった時にはその備蓄品を被災地に供給できる体制を整える。」
→現在、基幹的物資拠点として兵庫県三木総合防災公園を候補地としているものの、具体的に共同備蓄などは進められていないのかと思う。できれば広域連合として各自治体の出資のもと基地の整備などを進めていただけるとありがたいと思う。
- ・ 避難所へのコロナ患者受入に関する記述をみてちょっと気になったのだが、新型コロナ特措法の緊急事態宣言下の医療資源へのアクセスや感染症法の改正で自宅待機に従わないときの行政罰などの規定と災害対応との間の法的な整理は、どのようになっているのか。避難所に自主的に行くと自宅待機に従わないから過料が発生するのか。
原子力災害編の改訂箇所では、「自宅療養者の避難の確保に向けた検討・調整」とあるので、避難させる指示が感染症による自宅待機に優先することはわかるのだが、避難指示前の自発的な避難が感染症法との兼ね合いでどうなるのかという話である。あるいは、クラスターとなった高齢者施設の災害避難と医療資源の関係など。
緊急事態宣言中に広域連合が対応する災害が発生した場合について、例示にすぎないが、

 1. 広域連合にコロナと災害の2つの「対策本部」ができるのか
 2. 外出自粛要請と避難行動の兼ね合い

3. 医療提供体制（資源の奪い合い？）

コロナ対応の2年間を見ていると、医療資源の広域応援体制が全然できない様子だったので、そこへ災害が起きたらどうなるのだろう。DMATのつもりで派遣したらコロナ病棟に回されたなんてことはおきないのか。資料4-1では40頁あたり。

4. 埋火葬の特例（管轄を問わないというのはコロナ限定扱いで同時期の災害死亡は従来通りなのか。）

基本法と特措法の法的優先順位という問題ではなく、両方重大局面という場合の広域連合の実務対応はどう整理されているのか。特措法は知事の権限でいろいろな制限要請をすることになっているが、被災してしまい、制限ではなく受入を要請しなければならない場合、知事は広域連合に「どうしたらいいんだ」と投げってくるが、広域連合の対応は如何か。

・ 風水害対策編 75頁

冒頭に「避難行動要支援対策」とあるが、「避難行動要支援者対策」か「避難行動支援対策」の方が表現として適切である。

・ 風水害対策編 90頁

下線部「女性・子供にも配慮する」→「女性（妊婦）・子供（乳幼児）」といった風に妊婦と乳幼児への配慮も強調しておいた方がいい。

- これは、今後の課題として認識していただきたいが、例えば、地震・津波災害対策編と風水害対策編を比較すると、被災者支援の内容を見ると全く別の表現・スキームで対策が記述されている。また、事例の紹介も双方で紹介しておいてもいい事例が片方にしか紹介されていない。

将来的には一元化されたマルチハザードな防災計画になっていくと想定されるが、今の段階でも、共通している箇所については同じスキーム・記述にした方が分かりやすいし、計画策定の負担も軽くなるのではないか。

・ 「総則編地震・津波災害対策編」P54「初期オペレーションマップ（1）」

<表中>「2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動」

「大規模火災への対応」被災市町村欄

「○消防機関による消火活動」「◇空中消火の出動要請」

⇒空中消火は林野火災に対する想定はあるが、市街地の火災に対する想定はないので、地震被害の対応の記載内容としては不適切ではないか。

→意見を踏まえた修正は委員長に一任することです承